

○財務省告示第五十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十七年一月十五日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月十日
 財務大臣臨時代理
 山本 早苗

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第五十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	第一条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で三百三億六千五百二万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十七年一月十五日	額面金額百円につき百円	年〇・〇五パーセント	平成二十七年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払

には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

$$\times \frac{365}{100}$$

(二) 平成二十八年七月十五日以

後の場合

$$\begin{aligned} & \text{償付金額} + \text{償付利率に並出する} \\ & \text{金額} - \text{利率に並出する金額} \\ & \times \frac{79.685}{100} \times 2 \end{aligned}$$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とす

る。) の区域において、災害救
 助法（昭和二十二年法律第一百
 八号）による救助の行われる災
 害が発生し、当該災害にかつ
 たときには当該個人向け国債を
 有する者が、平成二十八年一月
 十五日前であつても、当該個人
 向け国債の中途換金を請求する
 ことが出来るものとし、その買
 取金額は、次の区分に応じ、そ
 れぞれの算式により算出した金
 額とする。

(一) 平成二十七年七月十五日か
 ら平成二十八年一月十五日
 までの間の場合

$$\text{す金当} \times \frac{79.685}{100} + \text{す金当}$$

(二) 平成二十七年七月十五日前

$$\text{す金当} + \text{す金当} - \text{す金当}$$

十八 元利金支

払場所

日本銀行